

○臨床工学技士免許証の再交付申請手続について

<p><b>手続概要</b></p>	<p>臨床工学技士の免許を取得した後、免許証を破損したり、紛失した場合には免許証の再交付を申請することができます。その時に申請する手続です。</p>
<p><b>根拠法令</b></p>	<p>臨床工学技士法施行規則第7条</p>
<p><b>申請方法</b></p>	<p><b>【提出先】</b>                  申請書類等は、厚生労働省(下記住所)へ書留で郵送してください。                  ※ 免許証送付用封筒(角形2号、切手575円分貼付、宛名宛先記入)を同封すること。                   厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係                  (〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2)</p>
<p><b>その他</b></p>	<p><b>【手続対象者】</b>                  臨床工学技士免許証を破ったり、汚したり、紛失して免許証の再交付を希望する臨床工学技士  <b>【提出時期】</b>                  随時  <b>【手数料(説明)】</b>                  手数料(収入印紙)は3,100円です。また、再交付申請と書換え交付申請を同時に行う場合は、両方の申請書類が必要となります。  <b>【相談窓口】</b>                  厚生労働省医政局医事課試験免許室免許登録係</p>